

学校法人大覚寺学園 寄附行為

昭和46年1月27日認可

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人大覚寺学園と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を京都市右京区嵯峨五島町壱番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、また、弘法大師の精神に則り、芸術的情操に基づく学校教育を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

1 嵯峨美術大学

大学院 芸術研究科

芸術学部

造形学科

デザイン学科

2 嵯峨美術短期大学

美術学科

第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人に、次の役員を置く。

1 理事 11人

1 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事会において、理事総数の過半数の議決により、副理事長を1人選任することができる。副理事長を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

1 学長

2 大本山大覚寺執行長

- 3 大本山大覚寺執行 3人
- 4 評議員（前3号及び第5号に掲げる者を除く。）のうちから評議員会で選出した者 3人
- 5 学識経験者（前4号に掲げる者を除く。）のうちから理事会において選任した者 3人

2 学長は、嵯峨美術大学と嵯峨美術短期大学いずれかの学長が他方を兼務する。

3 第1項第1号、第2号及び第4号までの理事は、それぞれ各号に規定する職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 第1項第3号の理事は、第2号に規定する理事が、その職を退いたときは、同時に理事の職を失うものとする

（監事の選任）

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者のうちから理事会において選任した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

（役員選任の制限）

第8条 役員を選出にさいしては、その配偶者又は三親等以内の親族が1人をこえて含まれてはならない。

（役員任期）

第9条 役員（第6条第1項第1号より第3号までに掲げる者を除く。以下この条において同じ。）の任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（役員補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

1 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。

2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

3 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。

4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

1 任期の満了

2 辞任

3 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行なう。

（副理事長の職務）

第15条 副理事長は理事長を補佐して法人業務に係る業務を執行する。

（監事の職務）

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

- 1 この法人の業務を監査すること。
- 2 この法人の財産の状況を監査すること。
- 3 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 4 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 5 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 6 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

（理事会）

第17条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事を持って組織する。
- 3 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 4 理事会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に附議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし第13項の規定による除斥のため、

3分の2に達しないときは、この限りでない。

- 11 前項の場合において、理事会に附議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決する。
- 13 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（業務の決定の委任）

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に附議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事長に委任することができる。

（議事録）

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事長の署名と出席した理事の中から互選により選出された2名の理事が署名するものとし、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、23名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に附議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に附議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

（議事録）

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事長の署名と出席した理事の中から互選により選出された2名の理事」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 2 事業計画
- 3 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- 4 寄附行為の変更
- 5 合併
- 6 目的たる事業の成功の不能による解散
- 7 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 第6条第1項第1号より第3号の理事 5人
 - 2 この法人の職員で理事会において推薦せられた者の中から評議員会が選任した者 5人
 - 3 この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25才以上のものの中から理事会において選任した者 2人
 - 4 学識経験者の中から理事会において選任した者 11人
- 2 前項第1号及び第2号に規定する評議員は、この法人の理事又は職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（任期）

第25条 この法人の評議員（前条第1項第1号に掲げる者を除く。）の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。

（評議員の解任）

第26条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

第5章 資産及び会計

（資産）

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるとき、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他運用財産をもって支弁する。

（会計）

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行なう。

（予算及び事業計画）

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算、剰余金の処分等）

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越しするものとする。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は前項書類及び第16条第1項第3号の監査報告書を事務所に備えておき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 1 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 2 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 3 合併
- 4 破産
- 5 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

（合併）

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会において理事総数の3分2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出るものとする。

第8章 補則

（書類及び帳簿の備付）

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかなければならない。

- 1 寄附行為
- 2 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 3 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- 4 その他必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、大覚寺学園の掲示場に掲示して行なう。

（施行細則）

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、昭和46年1月27日に認可・制定

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	味 岡 良 戒
理 事（学 長）	乃 村 龍 澄
理 事	灘 尾 弘 吉
理 事	徳 毛 宣 観
理 事	竹 中 弘 明
理 事	石 川 行 純
理 事	上 井 寛 円
理 事	佐 和 隆 研
理 事	小 笠 原 碧
監 事	井 口 良 造
監 事	阪 上 幾 太郎

2 第22条第1項第3号の規定に該当する者が生ずるまでの間、同条同項第4号中の「10人」を「12人」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、昭和48年3月15日から施行する。

（昭和48年3月15日変更認可、理事、評議員の定数増員に伴う一部改正）

第22条第1項第3号の規定に該当する者が生ずるまでの間、同条同項第4号中の「14人」を「16人」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、昭和50年11月25日から施行する。

（昭和50年11月25日変更認可、理事増員に伴う一部改正）

第22条第1項第3号の規定に該当する者が生ずるまでの間、同条同項第4号中の「16人」を「18人」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、昭和53年8月11日から施行する。

（昭和53年8月11日変更認可、事務所移転に伴う一部改正）

附 則

この改正は、昭和57年3月2日から施行する。

（昭和57年3月2日変更認可、理事会に副理事長を置くことについての改正）

附 則

この改正は、昭和57年12月3日から施行する。

昭和57年12月3日変更認可、理事会に常務理事設置に伴う一部改正第17条（常務理事の職務）の新設に伴い現行第17条が第18条となり、以下第42条まで順次移行

附 則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

（平成12年12月21日変更認可、京都嵯峨芸術大学設置に伴う第4条、第6条の一部改正）

附 則

平成13年3月2日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

（嵯峨美術短期大学の名称変更による第4条、第6条の一部改正）

附 則

この改正は、文部科学大臣認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

（京都嵯峨芸術大学芸術研究科設置に伴う一部改正）

附 則

平成17年6月6日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年6月6日から施行する。

平成16年7月23日付「16文科高第305号」通知による「私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）」「私立学校法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第226号）」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）」の公布に基づく改正

附 則

この改正は、平成19年 4月 1日から施行する。

（メディアデザイン学科設置による第4条改正）

附 則

この改正は、文部科学大臣認可の日（平成19年9月3日）から施行する。

（理事選任の変更による第6条、第9条、第24条改正）

附 則

この改正は、平成23年 4月 1日から施行する。

（デザイン学科設置による条改正）

附 則

この改正は、文部科学大臣認可の日（平成23年 4月 7日）から施行する。

（理事会、評議員会定数変更、常務理事の廃止、議事録の署名人変更による改正）

附 則

この寄附行為は平成28年 4月 1日から施行する。

（メディアデザイン学科及び観光デザイン学科の廃止による第4条改正）

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年 1月10日）から施行する。

（学長の兼務規定の改正による第6条改正、議事録への押印廃止による第19条、第21条改正）

附 則

この寄附行為は、平成29年 4月 1日から施行する。

（大学及び短期大学の校名変更による第4条改正）

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年 9月15日）から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う、資産総額変更登記期限変更による第37条改正）